



発行 東京都

目次

72

公 告

○再開発等促進区を定める地区計画の原案……………  
……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……

公 告

再開発等促進区を定める地区計画の原案につ  
いて

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手  
続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下  
「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区  
を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧  
に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の  
土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第  
百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、  
縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知  
事に対して意見書を提出することができる。

平成三十年七月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称	環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区 計画
二 位置	変更する区域 港区新橋四丁目地内
三 区域	別図のとおり
四 縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 二階北側)及び港区役所
五 縦覧期間	公告の日の翌日から起算して二週間
六 意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

# 東京都市計画地区計画

(別図)

## 環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画 区域図 [東京都決定]



発行所  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価

一 本号  
一 箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝 美 印 刷 株 式 会 社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001